

補助事業番号 21-1-131  
補助事業名 平成 21 年度 都道府県消防操法大会補助事業  
補助事業者名 財団法人 日本消防協会

## 1. 補助事業の概要

### (1) 事業の目的

消防団の任務は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し及びこれらの災害に因る被害を軽減する」ことである。

この任務を迅速、確実かつ安全に遂行するため、消防団員は他に職業を持ちつつも、住民を災害から守るため必要な訓練を重ね消防技術の練度に励んでいる。

都道府県消防操法大会は、消防の基本である操法の一連の動作と団員間の連携を修得させ、消防技術の一層の向上と士気高揚を図るとともに、地域住民が消防操法の見学を通じて防火思想の普及を図り、もって公益の増進に寄与する。

### (2) 実施内容

#### 都道府県消防操法大会の開催

平成 21 年度においては、27 の都道府県において消防操法大会が開催され、これらの消防操法大会の開催に係る経費に対し、1 県あたり 50 万円を上限として補助金の交付を行った。

各都道府県消防操法大会は、各都道府県消防学校屋外訓練場、市民グラウンド等の公共施設を会場として、ポンプ自動車操法及び小型ポンプ操法などの消防操法が、大会出場者、大会関係者及び多くの住民等見学者の参加を得て行われた。

## 2. 予想される事業実施効果

消防操法大会は、地域防災の核として昼夜をいとわず活躍する消防団が、日頃の訓練成果を広く一般に披露し、その操法を競い合うとともに、操法技術の迅速さ、正確さにより住民の消防団に対する信頼の獲得に重要な役割を果たす大会であり、また、住民も消防団への理解を深める貴重な機会となっている。

地震、風水害等各種の災害が頻発する中であって、地域防災の核になっている消防団の充実強化は極めて重要なものとなっており、消防団員の消防技術の一層の向上さらなる士気高揚を図っていくことが必要であり、また、地域住民の消防団への理解、ひいては消防団員の確保・増員等が求められている。こうしたことから消防操法大会の実施は地域防災の核である消防団の充実強化に大きな意義を有しており、今後その割合は一層大きなものとなることが予想される。

都道府県消防操法大会の実施は、今後の地域防災力の向上に大きな貢献を果たすものとして期待されるものである。

3. 本事業により作成した印刷物

各都道府県消防操法大会パンフレット

4. 事業内容についての問い合わせ先

団体名 : 財団法人日本消防協会 (ニッポンショウボウキョウカイ)

住所 : 105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

代表者 : 会長 片山 虎之助 (カタヤマ トラノスケ)

担当部署 : 総務部 (ソウムブ)

担当者名 : 主査 武内 秀子 (タケウチ ヒデコ)

電話番号 : 03-3503-1481

F A X : 03-3503-1480

E-mail : [soumu@nissho.or.jp](mailto:soumu@nissho.or.jp)

U R L : <http://www.nissho.or.jp>